

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和6年（2024年）7月3日付け越監第66－1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年8月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

監査の結果に係る措置について

福祉部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。
(生活福祉課・障害福祉課)
- ② 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。
(生活福祉課)
- ③ 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため支給不足となっていたもの。
(福祉総務課・障害福祉課)

【措置等の内容】

本件は、それぞれ旅費の申請・承認手続きに際しての起案者及び決裁関与者による確認が不十分であったことにより支給金額に過不足が生じたものであり、当該過不足分については、正当額への修正処理を行い、令和6年4月又は5月に精算を完了しました。

今後は、旅費に関する所定の取扱いについての確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務執行に努めます。

監査の結果に係る措置について

福祉部

【指摘事項】
<支出事務> (2) 会計年度任用職員報酬の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 会計年度任用職員への報酬の支給状況を確認したところ、勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたものである。(障害福祉課)
【措置等の内容】
本件は、当該職員に係る無給休暇取得時間数及び1日の所定勤務時間数をそれぞれ誤認したまま報酬対象となる時間数を集計して支給額を算定したことにより過支給となったものであり、当該過支給分については、正当額への修正手続きを行い、令和6年5月に精算を完了しました。 今後は、各会計年度任用職員に関する所定の取扱いや勤務実績等についての確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務処理に努めます。